

【論文】

一九世紀の新地開発と水利土木事業

吉村 豊雄

Land Development and Irrigation in the Nineteenth Century.

Toyoo YOSHIMURA

要旨

熊本藩領を対象に、近世における耕地開発の動きをみると、近世を通じて畑地・野開畑の開発が新地形態の基軸をなしている。同時に一七世紀から一八世紀前半かけて畑地を田地につくり替える開発も進み、水懸りを得て水田造成可能な開発はこの時期に進行している。一八世紀後半から一九世紀にかけての新地開発は野開を中心とする畑地の増加にあり、畑地・野開畑の田地化（＝上畝開）はごく緩慢な増加傾向をたどる。ここに一九世紀に入って水利土木事業が導入される事情もある。一八世紀後半以降、行政権限・地域運営財源獲得を通じて広域自治団体化する「手永」（郡と村の中間行政区）のもとで、「零落所」対策を名分に公的資金と水利土木事業が投入され、停滞していた上畝開は一気に飛躍し、水田収益で事業経費を返済する方式が確定する。ここに明治初年にいたる一九世紀には村レベルにおいても「水利土木事業の時代」が現出する。

キーワード…水利土木 新地開発 野開 開墾 上畝開 井手 溜池 棚田 手
永 中山間地域

はじめに

日本の近世という長い歴史過程において、耕地開発と耕地への水利

灌漑施設はどういう展開をたどり近代社会に至ったのか。こうした近世農村をめぐる基本的問題を定点的に見通した研究は意外に見当たらない。一九八〇年代以降、近世地域社会史研究が盛行をみるなかで、地域社会・村社会の成立と密接する耕地開発と水利土木を含む広い意味での農業史・農業技術史への関心は高いとは言えない。また耕地開発・水利土木に関する個別研究の関心も中世―近世移行期、一七世紀が中心であり、一八―一九世紀、とりわけ幕末維新期に至る一九世紀の当該領域の研究は低調である。¹⁾

本論文の基本目的は大きく二つある。第一に、近世期を通じた土地の開発形態、耕地開発の諸段階を明らかにし、さらには一九世紀段階の水利土木事業をともなした田地開発の具体相を提示することにある。第二に、明治初年に至る一九世紀段階に活発化する水利土木事業の実態を村レベルにおいて明らかにすることである。換言すれば、「水利土木事業の時代」としての一九世紀が村段階においても検証できることを明らかにし、明治維新の直前段階に水利土木事業と水田開発の高まりがあったという事実を提示することにある。

対象とするのは現在の熊本県阿蘇郡西原村である。同村は、明治二二（一八八九）年の町村制施行によって成立した阿蘇郡山西村と上益

城郡河原村が昭和三一（一九五六）年に合併して成立している。旧山西村は江戸期には阿蘇郡布田手永に属して布田・小森・鳥子・宮山の四カ村からなり、旧河原村は河原村として上益城郡沼津手永に属し、河原三カ村（上河原村・中河原村・下河原村）からなる。

西原村は二つの地理的特性を有している。第一に、地下水豊かな阿蘇山周辺地域において、西原村は阿蘇外輪西麓の浸透性の高い火砕流堆積物台地のほぼ中央に位置していることである。地下水は西麓台地を伏流し、沖積低地の熊本市域で表出しており、西原村は地下水に恵まれない早魃地帯に位置する。第二に、西原村は今日言うところの中山間地域に近似した地理的位置にあることである。村の後背には阿蘇外輪西麓の山々が位置し、後背の山々は遠大な阿蘇外輪に連なっている。山間部の雨水・山水を涵養する森林帯、村を流れる数本の河川は、同村が農業用水に恵まれているような印象を与えるが、森林の過半は一九世紀以降の植林・造山事業によるものである。山間部に水源を持つ小河川の水量も安定したものではなかったと推測される。

西原村を対象としたのは、以上の地理的位置の他に、旧山西村と旧河原村とでは一九世紀に活発化する水利土木事業に一定の差異を検証できることにある。すなわち、旧山西村では溜池が水利土木事業の中心となり、旧河原村では小河川を利用しつつ、山間部ではこれを水源にした遠隔通水施設が整備される。

西原村と水利土木事業の関わりについて今少し言及しておく。熊本藩領において、一九世紀は「水利土木事業の時代」となるが、実は、事業が特に集中したのは今日でいう中山間地域である。その理由として考えられるのは、中山間地域において集落近隣の山野が利用度の高い里山的位置にあること、山間傾斜部には雨水・山水を溜め込んだ小河川・湧水などの水源が存在するという地理的特性にある。一九世紀には、行政権限・地域運営財源獲得を通じて広域自治団体としての性

格を強める「手永」（郡と村の中間行政区域）のもとで、明和・安永期（一七六四―八一）に行政課題化する「零落所」対策を名分に藩庁部局の公的資金を引き出し、山間部の水源を取り込んだ水利灌漑施設を整備して畑地・野開畑を田地につくり替える「上畝開」が活発化し、水源の河川が遠ければ等高線状に長距離の井手筋（水路）を開鑿して河川と新地開発を結びつけた遠隔通水事業が進められる。旧山西村では山間・山麓部からの湧水・山川を取り込んだ溜池を造成し、旧河原村においては山間部の小河川である瀧川と新地開発地域を結んだ遠隔通水施設としての「嘉永井手」が築造され、水田開発をみる。こうした事実をふまえ、所属する手永も異にする点にも留意しつつ両村の一九世紀水利土木事業の特質を検証する。

一 一七〇―一九世紀の土地構成と新地開発形態

本節では、旧河原村を対象に一七世紀から一九世紀前半に至る、ほぼ近世期を通じた土地構成、新地開発形態について検討する。

1. 一七〇―一八世紀中期の土地構成と新地開発形態

まず宝暦八（一七五八）年の「地引合帳」をもとに、一八世紀中期段階の土地構成と当該期に至る新地開発状態についてみておく。熊本藩では、細川氏肥後入国直後の寛永一〇年代、「地撫」を実施して先代加藤氏検地帳との土地異動を調査し、ついで宝暦改革の一環として地撫以降の土地異動を「地引合」を通じて確定した。表1は、地引合帳をもとに旧河原村・河原三カ村の土地構成を概的に示したものである。表示した土地は、大きく細川氏入国段階の寛永地撫帳に帳付けされた「本方」、加藤時代から宝暦期に至る新地（田畑）開発分の「新地方」、その後宝暦期に至る「新地方」以外の新地開発分、「諸開」

表1 河原村の土地構成（宝暦8年）

	合計	河原村	中河原村	下河原村
田方畝数	33町1反8畝6歩	13町7反7畝12歩	8町7反8畝12歩	10町6反2畝12歩
上田	15町1反6畝12歩	7町3反4畝9歩	2町9反3歩	4町9反2畝
中田	7町7反9畝9歩	2町9反5畝21歩	2町3畝9歩	2町8反9歩
下田	9町1反3畝9歩	2町4反27歩	2町6反2畝18歩	2町9畝24歩
下々田	3町9畝6歩	1町6畝15歩	1町2反2畝12歩	8反9歩
畑方畝数	63町2反4畝24歩	26町3畝27歩	16町7反8畝6歩	20町4反2畝21歩
上畑	6町4反5畝18歩	2町7反7畝24歩	1町3反5畝24歩	2町3反2畝
中畑	10町2反	4町7反6畝	2町2反5畝	3町1反9畝
下畑	11町4反4畝27歩	4町6反6畝	3町5反6畝3歩	3町2反2畝24歩
下々畑	9町5反1畝	4町5畝21歩	2町4反1畝12歩	3町3畝27歩
上山畑	8町5反24歩	3町2反5畝24歩	2町1反4畝24歩	3町1反6歩
中山畑	6町5反1畝9歩	2町5反1畝15歩	2町1反2畝27歩	1町8反6畝27歩
下山畑	10町6反1畝6歩	4町1畝3歩	2町9反2畝6歩	3町6反7畝27歩
新地方田畑畝数	11町7反9畝9歩	5町2反7畝6歩	2町9反4畝21歩	3町5反7畝12歩
田方畝数	—	—	1町1反1畝12歩	1町2反3畝21歩
畑方畝数	—	—	1町8反3畝9歩	2町2反3畝21歩
諸開田畑畝数	67町8反1畝27歩	23町5反4畝15歩	28町3反9畝12歩	15町8反8畝
定米畝物（田）	1町7反8畝3歩	7反4畝21歩	3反8畝6歩	4反8畝
定米畝物（畑）	5反8畝12歩	4反3歩	5畝12歩	1反2畝29歩
野開（畑）	6町6反6畝6歩	2町2畝18歩	1町5反9畝3歩	3町4畝12歩
請藪	1反6畝24歩	7畝	5畝12歩	4畝12歩
御藪	50町9反2畝3歩	19町8反9畝27歩	24町4畝6歩	8町9反8畝
御赦免開（田）	6町6反2畝	2町2反3畝9歩	2町2反7畝3歩	3町1反3畝27歩

熊本県立図書館蔵 旧河原役場文書「田方地引合見図御帳」・「御給地畑方地引合見図御帳」「新地方見図帳」・「諸開方地引合見図御帳」による。

の三つからなっている。三カ村の間で土地構成に大きな違いはなく、似通った構成をとっている。河原村（河原三カ村）の土地構成の特色は、畑地が田地の倍の畝数を占める畑作中心地帯であること、畑地の畝数を越える「諸開」が存在し、これに「新地方」を加えると河原村では新天地開発が大きな特色をなしている。

河原村は阿蘇外輪西麓に位置しているだけに、村内には阿蘇外輪の山間部に水源をもつ木山川と数本の小河川が貫流し、明治一五（一八八二）年の「上益城郡村誌」には「水利便ニ水旱ノ患少シ」と記述されているが、「河原」の地名にみるように木山川流域は洪水・氾濫の危険性もあり、河川灌漑の利用を制約していたとされる。今でも河川近隣の水田を二〇cmも掘れば砂礫状の地層に突き当たるといわれる。河原村の田地は平地部の河川流域の他に、湧水に恵まれた山裾一帯、山間部の集落近くの谷頭を中心に分布している。上田比率も高い。畑方は田方に比して下畑以下の比率が高く、下畑・下々畑に山畑を加えると、畑方全体の約七割を占めている。下畑以下、山畑の畑方の畝数が多い状況のなかで、上田を含む田地が存在するところの後背に広大な山間部を抱えた河原村の土地構成の特色がある。この後で述べるように、新地方・諸開の田方は大部分が畑地の田地化¹¹上畝開（畑成田）によって造成されているが、下畑以下が多い畑地構成は山間部の水利灌漑条件に規定されている。その意味で新地方・諸開の田方がいかなる耕地形態をとったかが注目される。

「新地方」のうち田方は「新地方」「出高」「御郡方新出高」に分類され、畑方は「新地」として一括されている。注目したいのは、田方の大部分が水懸りを得て畑地を田地につくり替えた畑成田¹²上畝開の「出高」「御郡方新出高」で構成されていることである。一例として「出高」の書き出し部分を示す。

下川原 畑数四枚 式百三番
一田四畝九歩

壹番 九郎左衛門

同所 畑数四枚 式百四番之内
一田五畝拾五歩

式番 同人

下川原に所在する九郎左衛門の二カ所の出高¹田地九畝二四歩の記載部分である。九郎左衛門の田地には一番・二番という出高としての通し番号が付され、肩書部分には元地となった畑地の枚数と地番が記載されている。地引合に際して、本畑（本方の畑地）が田地につくり替えられていた場合、まず畑方の地引合帳にも通し番号の地番を付して記載され、ついで新地方の地引合帳において新たに出高として一番からの通し番号を付して帳付けされている。両方の通し番号は一枚ごとではなく、ある程度地目ごとの土地区画をまとめた形で番号化されている。畑方地引合帳をみると、二つの畑地は下畑で「出高床」と記され、出高に編入されたことを記載している。後者の場合、二〇四番の畑地は四枚・六畝一二歩のうち五畝一五歩が田地となっている。残り二七歩は畑地として残っているが、井手など水懸りをつける灌漑用地になった可能性もある。下川原では畑地一町三反二畝六歩のほとんどが田地化されている。「御郡方新出高」も出高と同様の記載をとっている。新地方の田地は水懸りをつけて本畑を田地化した畑成田であり、高受けされ、新地高として村高に編入されたものである。

新地方の畑地は「新地」と一括され、通し番号が付されている。新地方の畑地の特色は畑地記載の畝数規模が大きいこと、枚数が多いことである。たとえば高取川原の弥右衛門の場合、次のごとくである。

同所 畑数拾貳枚

一畑八畝六歩

拾八番

弥右衛門

同所 畑数貳拾八枚

一畑四畝

拾九番

同人

同所 畑数拾貳枚
一畑三畝貳拾壹歩 式拾番 同人

弥右衛門は高取川原一帯で実に五二枚からなる開墾地を有していたことになる。一枚当たりの畝数は約九歩と狭小である。開墾は切添的に徐々に切り開かれていったというよりも、開墾可能な小土地片が畑地となり、区域的まとまりで括って地番化されたものと考えられる。したがって弥右衛門によって占有された三区区域の土地面積は開墾された畑地畝数を大きく上回っているとみてよい。新地方の畑地は百姓がそれぞれに小規模な切添を積み重ねていったというよりも、百姓個人が山間部の荒蕪地を一定範囲受け持ち、その占有範囲のなかで営々と小規模な開墾を行い、まとまった範囲で地引合帳に帳付けされたことを想定させる。諸開の野開畑も同様に枚数の多い記載をとるが、畑地畝数ははるかに小さい。新地方の畑地と諸開の野開は水懸り、地力など生産性の面で違いがあった。

「諸開」は寛永地撫帳以後増加した新地開発分を登録したものであるが、田地は高付けされず、畑地が野開畑である点で新地方と区別される。その意味で諸開は数量の多さからいっても一七世紀―一八世紀前期における新たな新地開発の高まりを感じさせる。諸開は田地・畑地・藪地よりなり、先の表1にみるように、その総畝数は本方の畑地（本畑）の倍近い畝数を示し、畑方の開墾が格段に多いようにみえるが、藪地（請藪・御藪）を除けば、田方八町七反五畝三歩、畑方七町三反二五歩となり、わずかながら田地が畑地を上回る開発状態にある。むしろ、この後の約八〇年間で田地が二町五反余しか増加していないことからみると、田地化可能な畑地は一七世紀から一八世紀前半に水懸りをつけて田地造成がなされていたものとみなしうる。

諸開の田方は、「上畝物」（御郡間上畝物・御給人上畝物）・「御救免開」・「定米畝物」（御郡間定米畝物・定米畝物）に大別される。上畝

物Ⅱ上畝開は一九世紀の水利土木事業にもなう新天地開発の基本形態となるが、その多くは本方の畑地を田地化したものである。一例として「御郡間上畝物」の書き出し部分を示す。

立古閑ノ上 畑数貳枚 式百五拾三番之内

一田壹畝貳拾四歩

壹番 「中」^(後世)

次右衛門

記載形態は先に示した新地方の「出高」と同一であり、元地となつた本方の畑地の地番を示し、御郡間上畝物としての通し番号を付している。本畑の地引合帳をみると、下畑二畝のうち一畝二四歩が「上畝物床」と記されている。本畑の田地化という点で新地方と諸開（上畝物）は同じであるが、新地方が高付けされ石高表示されているのに対し、高付けされず藩側との間で畝数当たりの年貢額が定められている点で異なる。当然、上畝物の生産性は低くなる。「御郡間上畝物」「御給人上畝物」の違いは、上畝物が蔵入地・給人知いずれかに所在するかの違いだけである。次に「定米畝物」の岩下の部分を示す。

岩下 田数三枚

一田拾五歩

五番

次郎助

同所 田数拾三枚

一同壹畝拾五歩

六番

孫右衛門

定米畝物の多くは野開畑を田地化したものがあるが、生産条件の悪さから年貢額は上畝物よりさらに低く定額設定されている。野開地ゆえに孫右衛門の場合、わずか一五歩の田地が三枚の土地片から、一畝一五歩の田地が一三枚の土地片から構成されている。荒蕪地系の野開畑の田地化、田地の小土地片の状態からみて今日の棚田の原初的景観も感じるが、当時は水懸りをつけて田地化した土地片がとびとびに点状する状態であったと推測される。

畑地で注目されるのは野開畑と藪地の存在である。野開畑は耕地として開墾された畑地の大部分を占める。最小で三歩、大きいものでは

数畝から一、二反に及ぶが、帳付けされた畝数を構成する土地片が多いことが特色である。たとえば、最大規模の畝数を示す高取川原の喜三次分を示すと、

同所 畑数五拾三枚

一畑貳反

三拾三番

喜三次

というように、二反の畑地が実に五三枚の開墾土地片からなっている。そこには帳付け畝数を大きく上回る土地が占有され、小土地片の開墾畑・切添畑を区域的にまとめると二反の畑地を構成していた状態を見て取れる。したがって近世中期段階になると、里山というべき山間部はこうした野開・藪地という開墾事実を根柢にした個人占有区域で構成される状態となり、ここに水利土木事業が導入されると、「五拾三枚」の土地片が田地造成に向けて既得権を發揮することになる。

諸開の約七五%を占める藪地は、たとえば「請藪」書き出しの下乙居屋敷分（二筆）の一つを示すと、

下乙居屋敷壹枚

一藪壹畝貳十四歩

壹番

円七

と記されているように、畑作地ではないが、百姓の利用権益の土地区画となっている。藪地も新天地開発が進むと百姓側の既得権として意味を有してくる。

次に河原村の宝曆八年「地引合帳」の土地構成を下ケ名（小字）ごと示した表2をもとに、特に田地開発の状況をみておこう。下ケ名に付された「居屋敷」というのは、当時の村民が居住していた家屋の集まった小集落を意味する。表中の下乙居屋敷から平居屋敷までが山裾の平坦部に位置し、その他は山間部に点在する。居屋敷Ⅱ集落は水懸りに恵まれ、居屋敷近くにまとまって田地が所在する。先述したように土地の種類（地目）のうち、本方と新地方は細川氏入国段階の検地帳（地撫帳）に登録された村の基本となる田畑であり、これに対し

表2 河原村の下ヶ名別土地構成（宝暦8年）

下ヶ名	田方	畑方	新地方(田)	新地方(畑)	上畝物 定米畝物(田)	御赦免開(田)	野開(畑)	請敷・御敷
下川原	2町1反7畝3歩	1町3反2畝6歩	1町2反5畝3歩	24歩	4畝15歩			
中乙前	1町4畝6歩					4畝3歩		
大原	6町4反4畝24歩	6歩	6歩		1畝27歩	3畝29歩		
秋田ノ前	6反6畝12歩	2反2畝	2反3畝27歩		1畝3歩			
三角	1町9畝		1畝15歩		15歩	15歩		
平ノ下	9反4畝9歩							
年ノ神	1町7反1畝6歩							4畝15歩
須倉ノ下	1町2反7畝3歩				3歩	9歩		
八ッ瀬	2町9反4畝12歩					21歩		
福利王	1町4反2畝6歩	5反8畝24歩		3畝15歩	12歩			6反5畝
立古閑ノ上	8反3畝12歩	5反4畝9歩	5畝15歩		1反8畝18歩			
葉山	9反29歩	1町7反8畝	8畝9歩		1反15歩		6歩	9反27歩
医王寺	4反8畝9歩				4畝		2畝	
岩下	5反7畝6歩	2反5畝6歩			2畝			6反6畝18歩
星田ノ前	1町1反6畝3歩				1畝6歩			
西田	6反2畝15歩		9畝9歩		4畝6歩			
桑鶴	2反21歩	1反15歩	3畝24歩		4畝			2反9畝27歩
小久保	4反6畝15歩	7反21歩	2反24歩	8畝27歩	24歩	1畝12歩	4畝24歩	3町5反3畝
北ノ山	8反27歩	9反2畝3歩	1反4畝21歩	3反2畝6歩	8反8畝3歩	6反2畝21歩	6畝9歩	
市川原	3町9反21歩	2町8反2畝6歩	2町2畝12歩	4反15歩	4反4畝3歩	18歩	4畝21歩	7反3畝29歩
黒岩	1町5反6畝24歩	9反8畝15歩	4反6畝	4反6畝12歩	6反5畝6歩	7畝21歩	2反6歩	
おみら	2反2畝18歩	2反2畝24歩		1反1畝	1反8畝24歩	3反7畝24歩	8畝15歩	1町6反
谷頭	1反3畝18歩	1町8反6畝15歩			3畝	2反3畝3歩	2反7畝21歩	1町1反4畝3歩
灰床	4畝24歩	1町9反9畝			2反2畝18歩	1反24歩	5畝6歩	2町8畝
栖高	1町5反2畝15歩	3町7反8畝3歩				1反3畝27歩		4町4反2畝12歩
塔原		1町7反9畝15歩		1反5畝12歩			3反7畝6歩	
高取川原		2反4畝11歩		4反2畝21歩	4畝6歩		5反9畝3歩	
秋田原		9町4畝27歩		9反6畝9歩			3反3歩	
田中ノ上		2町7反2畝27歩		2反18歩			1反3畝15歩	
星田ノ上		1町2反2畝6歩					3畝12歩	
士林前		1反5畝21歩	1反1畝27歩					
水足迫		9反5畝12歩		1反8畝3歩			7畝	
上山原		9反6畝		2反4畝27歩			5畝3歩	
麻尾	1町7反21歩			2反3畝6歩			5畝3歩	
卯月迫	2町2反2畝18歩			5反8畝3歩		15歩	3畝27歩	
菅ノ迫		9反8畝9歩			15歩		3畝9歩	
下山原	1町5反9畝21歩			2反3畝24歩			7畝3歩	
西原	2町1反9畝3歩			1反8畝9歩			1反15歩	
簡井迫		4反1畝12歩			3反5畝12歩			
瀧ノ向		6反7畝21歩		5反7畝9歩			7反2畝24歩	
半田	1町5反7畝12歩			2反4畝21歩	8畝12歩		1町3歩	
松出	2町3反5畝27歩			3反2畝15歩	5畝6歩	1反1畝6歩	4反2畝21歩	
瓜生迫前	3町7反8畝3歩			1反6畝3歩	5反4畝9歩	7畝24歩	3反2畝15歩	
新藤	3町2反8畝6歩			2反9畝21歩	2町2反21歩	1反9畝15歩	8反3畝6歩	
猿婦	3反6歩			1反6畝24歩	4畝	1反24歩	3畝	1町5反
麦納所	8反4畝				3畝6歩			1町8反9畝3歩
下乙居屋敷	7畝							2反3歩
中乙居屋敷	2反3畝9歩		1畝18歩		7畝18歩			2町1反3畝
士林居屋敷	4反7畝3歩		2反3歩		3畝6歩			8畝9歩
秋田居屋敷	3反6歩							8反6畝3歩
田中居屋敷	6反5畝21歩							6反5畝6歩
門出居屋敷	6反5畝6歩							2反6畝6歩
平居屋敷	1反9畝9歩							8反7畝
須ノ倉居屋敷	8畝6歩							2町5反9畝3歩
下古閑居屋敷	5反9畝27歩				5畝12歩			1反8畝21歩
立古閑居屋敷	1反5畝24歩							4反4畝12歩
葉山居屋敷	6畝12歩							1畝6歩
医王寺居屋敷	1反9畝3歩				1畝3歩			7町1反3畝27歩
星田居屋敷	1反7畝6歩							3町1反6畝5歩
瀧居屋敷	3反7畝29歩							4町2反9畝27歩
小野居屋敷	6反3畝3歩				1畝24歩			2町6反5畝
塩塚居屋敷	2反6畝			9歩				2町4反3畝12歩
瓜生迫居屋敷	1町5畝15歩				4畝			1町6反2畝15歩
犬ノ馬場				1反3畝3歩			3反4畝6歩	
瀧ノ上							8畝9歩	
ミツノ迫								2町12歩

熊本県立図書館蔵 旧河原役場文書「田方地引合見図御帳」・「御給知畑方地引合見図御帳」・「新地方見図帳」・「諸開方地引合見図御帳」による。

て上畝物・定米畝物などはその後の開発状況を反映している。

表2により宝暦段階の河原村の土地構成の特徴として、次の諸点を指摘できる。①本方の田地・畑地についてみた場合、田地が所在する下ケ名と、田地が全く存在しない、畑地のみの下ケ名に大きく二分され、後者が圧倒的に多い。②田地が存在する下ケ名の田畑構成は、全体的に畑地より田地が多い。新地方の田方も本方の田方の分布とほぼ対応している。前述したように、新地方の田方は畑地の田地化¹畑成田を基本としており、本方の畑方は新地方の田方によって相殺される河原村では平地部の川筋沿いの畑地がまず田地化されたとみてよい。つまり近世初期段階の河原村では田地は川沿いの平地部の他に、小河川の山間上流域、谷々・山裾に集中し、新地方も含めると田地の大部分がこの地域に集中している。③逆に本方が畑地のみの下ケ名は、新地方も圧倒的に畑地が主体である。これらの地域は本方・新地方にみる限り、ほとんど田地の存在しない、全くの畑作地域であったといえる。

ところが本方・新地方という初期的土地構成に、上畝物・定米畝物という生産性の低い後発の田地を加えてみると、一八世紀中期に至る時期に田地開発の新たな動きを看取しうる。すなわち、上畝物・定米畝物、あるいは給人名義の御赦免開にみる新たな田地開発は、表中の下ケ名の小久保（小窪）²栖高と半田³新藤という二つの下ケ名グループに目立っている。これらの地域は、かなりの規模の野開畑に示されているように山麓・山間部の下ケ名である。つまり、同じ山間部に位置しながら、前者の地域は小河川上流・湧水など水懸りに恵まれ、初期段階に山間部の田地開発がなされ、中期にかけても田地開発・野開の進展がみられる。後者の地域では、初期段階には水懸りの悪さから山間部には畑地・野開地が広がっていたが、中期にかけて一定の水懸りの改善がなされ、畑地・野開地の田地化がみられる。

2. 一八世紀中期～一九世紀前期の新天地開発形態

では、一八世紀中期以降の新天地開発はどのように推移したのか。旧河原村には天保六（一八三五）年の新地関係「地推帳」⁴が残されている。この地推帳は先に見た宝暦八年の地引合帳以後の新地を登録したものであり、一八世紀中期から一九世紀にかけての新地開発状況をうかがうことができる。表3は旧河原村⁵河原三カ村の地目別の新地構成を示したものである。最下欄の合計数字に見るように、宝暦八年から天保六年までの約八〇年の間に増加した新地は田地二町五反六畝二九歩、畑地八町六反七畝六歩、都合一一町二反四畝五歩である。一年当たりの新地の増加は約一反四畝一七歩となる。この増加状態をどのように評価するかは見方も分かれようが、決して多い数量ではない。当該期の新地の中心は野開畑を主体とした畑地にあり、同時に田畑全体としても多くの開発量を望めない増加状態にあったといえよう。

田地の一年当たりの増加分が約三畝一〇歩である。一九世紀にかけての田地開発はきわめて緩慢な、ほぼ頭打ちに近い状態にあったといわねばならない。田方の新地をみると、河原三カ村いずれも新規に空地などを田地を開き明けた「新出定米畝物」が最も多く、本方の畑地を田地化した「上畝物」がこれに次ぐ。新出定米畝物にみるように山間部での小河川の河水や湧水を利用した田地の新天地開発の余地は限られ、畑地を田地化する上畝物はさらに限られていた。

表4に示した下ケ名別の新地分布を先の宝暦八年の表2と比較すると、上畝物・定米畝物の分布を大きく二分しうる。表4の下ケ名の下川原⁶葉山、半田・松出といった下ケ名は両時期とも田地造成がみられる一方、宝暦八年の地引合帳段階、本方・新地方のみならず諸開においても田地をみなかった松出・新藤・猿帰・灰床・西原・瀧ノ向に田地造成がみられる。そして野開が主に山麓・山間部に展開されているとすれば、山間部において田地造成地域の拡大傾向が指摘される。

表3 河原村の新地構成（天保6年）

地目	村名	合計	河原村	中河原村	下河原村
本地床畑上畝物（田）		1町2反	1反7畝	9反3歩	1反2畝27歩
新地床畑上畝物（田）		8畝3歩	24歩		7畝9歩
定米畝物上畝物（田）		3歩	3歩		
野開床上畝物（田）		2反8畝12歩	6歩	9畝6歩	1反9畝
受藪床上畝物（田）		2畝18歩	21歩	24歩	1畝3歩
御藪床上畝物（田）		6歩			6歩
新出定米畝物（田）		9反3畝14歩	4反4畝26歩	3反4畝12歩	1反4畝6歩
請藪開定米畝物（田）		1畝		21歩	9歩
御藪開定米畝物（田）		6歩		6歩	
御山開定米畝物（田）		1畝			1畝
本地床上畝物（畑）		2反2畝21歩	2反2畝21歩		
新地床畑上畝物（畑）		1反4畝21歩	1反4畝21歩		
野開床上畝物（畑）		5畝21歩	5畝21歩		
御藪開新野開上畝物（畑）		3畝24歩	3畝24歩		
新出定米畝物（畑）		2反8畝24歩	2反1畝9歩	7畝15歩	
請藪開定米畝物（畑）		27歩		27歩	
御藪開定米畝物（畑）		20歩	18歩	2畝	
新野開（畑）		7町4反1畝11歩	3町1反9畝21歩	3町8畝21歩	1町1反2畝29歩
御救免開（畑）		3反			3反
新屋敷畝物（畑）		1反8畝12歩	1反8畝12歩		
田方合計		2町5反6畝9歩	6反5畝20歩	1町3反5畝9歩	5反6畝
畑方合計		8町6反7畝6歩	4町4畝27歩	3町1反9畝3歩	1町4反3畝6歩

熊本県立図書館蔵 旧河原村役場文書「田畑再地引合新出見図御帳」による。

それは後の表6で示す山間部の水利施設の拡充がもたらしたものといえる。一九世紀段階の水利土木事業によって上畝物が飛躍する事実を考えあわせると、上畝物を中心とした田地開発を実現するには山間部の小河川・湧水を活かすような水利土木事業を導入することが最も効果的な方策であったといえる。

新地のうちの約八六％が畑地であり、新地畑の約七九％は野開が占める。新地開発の主体が山間部の切添、原野・荒地など荒蕪地の開墾を主体とした畑地開発にあったことは明瞭である。一九世紀段階は水利土木事業の時代となり、この河原村後背の山間部にも嘉永井手という事業が投入され、大規模な上畝開墾が実現されるが、こうした事業投入がなければ、山間部を中心とした新地開発も小規模な野開を中心とした緩やかな増加傾向にあったことが示されている。

最後に文化八（一八一）年二月の「沼山津手永略手鑑帳」をもとに示した表5の旧河原村三カ村の一戸当たりの人数・牛馬数・田畑畝数を見ると、一九世紀初期段階の河原三カ村の農業生産条件の厳しさが示されている。一見して明らかのように、一戸当たりの人数・田畑畝数と牛馬数の数値は対照的である。一戸当たりの家族人数規模・田畑畝数が小さく、牛馬の所持頭数が大きい。家族人数は平均で五人を下回り、河原村では四人を下回っている。それは田畑畝数の少なさに規定されている。田畑畝数は新地・諸開を入れた畝数であり、新地・諸開がなければ田畑畝数はさらに小さく、四反を下回っている。しかも畑地が中心であり、当時の農業条件の厳しさが家族人数の小ささを規定しているといえてよい。

反面、牛馬数は多い。三カ村の百姓は平均して二疋から三疋の牛馬を所持していることになる。河原村で広く「産馬」が行われていたことをうかがわせるものであり、同時に家族人数の少なさを牛馬に依存する生産状態にあった。また一九世紀になって進捗する新地・諸開の

表4 河原村の下ヶ名別新地開発状態（天保6年）

下ヶ名	上畝物（田）	定米畝物（田）	上畝物（畑）	定米畝物（畑）	新野開（畑）
下川原	1畝24歩	3歩			
下乙居屋敷	2畝9歩				
中乙居屋敷	1畝18歩	1反1畝12歩			
下古閑居屋敷	7畝3歩			1畝	
福利王	1反7畝3歩	18歩			
立古閑ノ上	1反5畝15歩				
葉山	1反1畝	27歩		24歩	15歩
医王寺	12歩	3畝3歩		1畝24歩	2反8畝24歩
栖高		6畝			2反9畝
菅ノ迫		2畝11歩		21歩	5畝
卯月迫		2畝12歩		9歩	1反5畝3歩
麻尾		6畝24歩		18歩	2畝
北ノ山		2畝12歩		1畝6歩	1反19歩
小久保	9畝27歩	3畝21歩	2畝18歩	6歩	7畝15歩
市川原	1反7畝18歩	1反4畝18歩	2反6畝	27歩	8畝18歩
黒岩	1反4畝24歩	3畝2歩	1反6畝3歩	6歩	2反1畝6歩
おみら		3畝21歩	15歩	2畝12歩	5反9畝
半田		2畝12歩			2反1畝6歩
松出		2畝13歩			1反3畝21歩
新藤	3畝27歩	1畝15歩			3反9畝9歩
犬ノ馬場		15歩			2反6畝15歩
猿婦	2畝3歩	1反5畝18歩		21歩	2反9畝21歩
灰床	2反5畝27歩	1反5畝9歩	3畝15歩	1畝21歩	1町3反6畝24歩
塔ノ原	27歩				5畝24歩
高取川原		3歩			1畝27歩
秋田原				1畝6歩	5畝
田中ノ上				1畝18歩	3畝
星田ノ上				9歩	6畝6歩
田中居屋敷				24歩	
門出居屋敷				18歩	
上山原					1反2畝
下山原					6畝3歩
水足迫					9畝15歩
瀧ノ上		21歩			2反2畝27歩
筒井迫		1畝		6歩	1畝18歩
西原	5畝6歩	1畝6歩		9畝27歩	4畝21歩
瀧ノ向	21歩				1町1反27歩
谷頭	9歩				2畝27歩
藤水					5反3畝21歩
小野居屋敷					
瓜生迫居屋敷	4畝24歩		4畝3歩	27歩	
麦納所					2畝6歩
士林居屋敷	1畝3歩				
瀧居屋敷		1畝6歩		21歩	
立古閑居屋敷				1畝	
西田	2畝6歩				
岩下		9歩			
塩塚居屋敷	2畝3歩				
瓜生迫ノ前				4畝9歩	1反3畝6歩

「田畑再地引合新出見図御帳」による。

労働力としても側面も重要であったろう。農業生産の低位さをカヴァーする途は新地・諸開の積極化にあったとみてよい。

二 村の零落と水利土木事業

一九世紀に入ると西原村全体（＝旧河原三カ村・旧山西四カ村）の零落ぶりが目立つ。藩領において「零落所」問題は明和・安永期（一七六四―八一）に行政課題化するが、手永における零落所の存在は村成立ちを地域運営の基本とする手永の役割を大きく顕現させる。手永は零落所対策を名分として藩当局と折衝し、藩庁部局の公的資金を引き出して零落所に水利土木事業・基盤整備事業を導入し、村の生産基盤整備を通して広域自治団体としての役割を実質化させていく。以下、旧山西村の一つ、布田村を事例に零落所建て直しの基本策として水利土木事業、上畝開＝水田造成事業が導入される過程について検討する。

1. 村の零落構図

西原村は一九世紀に入って総体的に零落した状態にある。旧河原村＝河原三カ村は、文化八（一八一二）年二月「沼山津手永略手鑑帳」における各村の経済格付において、河原三カ村のいずれもが四段階最下位の「下々」に格付けされている。^①旧山西村＝山西四カ村のなかでは布田村の零落ぶりが目立っている。文化一一（一八一四）年四月、藩当局は領内零落村の立ち直り状態について調査させ、調査に当たった横目は依然深刻な零落状態にある四五カ村、さらに「亡所同前」の零

表5 旧河原村3カ村の農業関係平均数値（文化8年）

	下河原村	中河原村	河原村
1戸当たりの人数	4.26人	4.47人	3.96人
1戸当たりの牛馬数	2.42疋	2.69疋	2.78疋
1戸当たりの田畑畝数	4反8畝	4反4畝	5反5畝

「沼山津手永略手鑑帳」による。

落所として一七カ村を書き上げている。布田村は「根深キ零落所」四カ村に含まれている。^②布田村の零落は一八世紀半ばには顕在化し、享和三（一八〇三）年四月、惣庄屋西嶋祐右衛門は零落救済方を求めて、郡代宛に次のような願書を出している。^③

乍恐再応奉願覚

南郷布田手永布田村之儀、従前々至而之零落所二而余計之浮地主・無高等御座候而、御年貢村弁之地方数多有之、年々村役人共種々才覚を尽、表向者漸皆済仕候得共、都而追操二相成、既及亡所可申程之村方二而、畢竟畑方者諸開共二百式拾三町余之悪地二而、田方者纔四町七反余有之、御年貢払畑実を卸候而茂余計及不足、年内々作食所持不仕者多、民力次第二相衰、零落弥々上打重、男女達者成者都而質奉公ニ罷出候二付、弥増荒地相成候間、村役人共極々行当、種々参談仕候得とも、零落立直候手段無御座候二付、去ル安永八年御勘定所御銀拾八貫五百目拝借奉願候処、尅割之歩付二而被為拝借、難有奉存候、御陰二而質奉公ニ罷出候者共茂呼返、右拝借分者追々返上納仕候筈之処、如何躰ニ茂返上納得仕不申、利無十ヶ年賦、或者年延等奉願候処、御仁恵之上を以奉願候通被仰付置、誠ニ以難有仕合ニ奉存候、然処根元畑勝之所柄二而、地恩薄、其上折角豊熟ニ至候年柄茂、山西在之儀者他ニ異候風災有之、就中布田村地方之儀者北受之所柄二而、必至度成立不申候二付、去ル西年御救立を茂如願被仰付、余計之御銀拝借被仰付、難有仕合奉存候、御陰を以牛馬・農具等夫々相求、荒地之儀ハ人別割付、不残開明、御百姓取続居申候、然処右ニ書上候通畑勝ニ受持居候御百姓とも御年貢上納難洪仕候二付、銀上納等茂余計請持居候処、近年銀直段も高直、其上纔之田米二付而者、立払代残分共ニ都而粟・煙草・諸作之品を以上納仕候間、何分ニ茂御百姓成立兼、右拝借分返納、或者去ル卯年榎方御銀を茂拝借仕、年賦

返納被仰付候処、未皆済不仕、其外御救立之節質地受返拝借分并右御救立余米代錢之内茂拝借仕居候数々之返上納二而、如何躰二茂取立之仕法無御座、下地零落難洪之村方二而、当毛く之御取立茂弘詰二相成候而者村役人共手辛キ仕法を仕、漸表向ハ可也二皆済仕候得共、内輪二者手痛キ取計をも仕、漸押移居申候二付、右拝借分数十年不埒仕、既二去冬返納之儀何分二茂取立得仕不申、至而難洪仕候間、当夏迄年延奉願候処、願之趣不被為叶候付、再々心奉願候処、御別段之上を以、当夏迄被差延被下、難有奉存候、尤以来右躰不奉願様重而願ケ間敷儀者弥以不被為叶段被仰付、奉得其意候、其段村役人共江屹卜申付置候儀二御座候、然処従前々至而逼迫難洪之布田村二而、当毛々々突立之御年貢皆済仕得不申、跡作菜麦引当之才覚を差加、追操々々之儀多ク取続兼候二付而者、数々之年賦返納如何躰二茂取立得不申、強而取立候ハ、及潰外無御座、当惑至極仕候二付、右返納分乍恐拝領捨被仰付被下候様、村役人共より重畳奉願候付、其段御内意を茂申上、書付御達申上候処、右年賦之儀ハ十ヶ年置置をも被仰付、各別御有儀之筋を以結構二被仰付置候処、不都合之願仕候段不埒之儀二被思召上、願書御下被成、御委細被仰聞趣御尤至極奉存、其段村役人共江申聞候処、何れ茂奉恐入、小前之者共江得斗申付候由之処、何れ茂奉恐入、此上者御願可申上筋少茂無御座候得共、御陰を以取続ケ申度四十ヶ年之永年賦奉願候処、是又不都合二被思召上、重畳御教示被仰付候段、奉得其意、誠以兎角を難申上、於私茂奉恐入候仕合二御座候、乍然今分二而差置候而者年々難洪仕、御百姓成立之期茂無御座候間、尚又三十ヶ年賦願出申候、追々御教諭被仰付候処、再々心奉願候儀千万恐多奉存候得共、如願被仰付被下候ハ、一ヶ年二式百四拾六匁六分六厘七毛完之返上納二付、年々豊凶二不係、私儀差はまり取立、少も無遅滞全上納可仕と奉存候、左候

得者返納手輕ク相成、御百姓とも競立出精可仕、布田村之儀當時迄御難題相成候而茂、耽卜御百姓成立得不申候得とも、当春新堤掘方等被仰付、差寄田方壹町斗者只今新田作二相成、追々二者三町余茂田作二相成可申、先年再堀奉願候堤下二茂最早壹町五反程者田方二相成候二付、何れ茂競立居申候間、何とそ御各別之御詮儀を以、願之通被仰付可被下候、御時節柄右様奉願候儀誠二以不容易儀二而、重畳奉恐入候得共、御慈悲を以右之通被仰付被下候ハ、年々新田作相増、余計之御米をも出来仕候様、精々相働せ何とそ御百姓二成立せ申度奉存候間、重畳宜被仰付可被下候、布田村役人共願書茂相添、御達申上候、此段乍恐覚書を以奉願候、以上、

享和三年四月

西嶋祐右衛門

山崎平助殿

小堀市平殿

布田村の零落は田畑の極端な構成形態に根本的な原因がある。そして「北向」で阿蘇外輪方面からの「風災」を受ける立地も農業生産を規定し、さらに安永八（一七七九）年の借用に始まる藩庁部局貸付金の返済が重くのしかかっている。藩庁勘定方から救済資金の融資を受けた経緯からみて、零落化は宝暦・安永期の藩政改革期には顕在化し、文化一一年の領内零落村調べにおいても「根深キ零落所」と判断されている。布田村は慢性的な零落状態にあり、惣庄屋西嶋祐右衛門によれば、当時の布田村は質奉公に出て田畑耕作を放棄した「浮地主」、所持していた田畑を失った「無高」が多数存在し、その結果荒地が増大し、「亡所」になる恐れさえあった。

西嶋の願書によると、開地を含めた畑地が一三町余、田地が「纔四町七反余」というように、布田村は畑方偏在の極度の不均衡状態に

あり、米納を原則とする年貢は畑地の作毛を以って弁済せざるを得ない。それもこれだけ田地が少ないと、畑方作毛による年貢弁済のため「作食」に事欠く事態も容易に招来する。「年内は作食所持不仕者多」とは、年貢納入後早々に作食不足を起していたことを物語る。こうした生活状態のもとで債務の返済が重くのしかかっていた。

惣庄屋の願書に添付された付紙によると、布田村は、安永八年以降、二〇年近くの間に四回も借用し、享和三年の時点での債務額は銀二二貫余に及び、藩当局への願い出となつてゐる。最初に手永・村側が願い出たのが「拝借捨」＝債務免除である。ところが「不埒」と願書自体を突き返され、ついで「四十ヶ年之永年賦」を願い出ると、これも藩側から不心得と難詰される。そして今回、「三十ヶ年賦」を願い出る。この願筋も藩側から難詰される恐れも予測されたが、願書では、今、布田村の難渋に根本的に対処しておかないと百姓成立ちの機会を失い、ひいては藩側の「御難題」になるとして、願筋を認めるように訴えている。「御難題」になるとは、手永が藩側と零落所をめぐって交渉する際の常套文句であるが、零落所対策は水利土木事業の導入による基盤整備の有効な名分となる。

2. 零落所救済と水利土木事業

それにしても、惣庄屋西嶋祐右衛門の説明によれば、布田村の田地の少なさは尋常ではない。先に見た旧河原村の田畑比率が大体のところ一対二であるので（前掲表1）、同じような地理的条件のもとで隣接しているだけに布田村の田地の少なさ（田畑全体の約三・六％）は際立っている。開地に見る限り旧山西村四カ村のなかで布田村は比較的野開畑が多く、後背の山間部に向つて畑地開発も進んでいたとみられるが、惣庄屋は畑地の生産状態自体も「悪地」と評しており、村の水利灌漑条件の劣弱な実状を想定させる。具体的には布田川の灌漑利

用に限界があり、溜池の造成も進んでいなかったとみてよい。

宝暦七年五月「南郷布田手永萬覚付御手鑑帳」によると、当時の布田村に溜池は存在していない¹⁴。先の惣庄屋願書によると、享和三年当時の布田村の溜池は一カ所であり、それも「再掘」して拡張されたというから、当初の規模はしれてゐる。一八世紀後半段階まで布田村では溜池灌漑も進んでおらず、村全体が旱魃畑作地域という「悪地」的状态にあったと想定しうる。「纒四町七反余」という田地畝数は、畑地の田地化＝上畝開もほとんど進んでいなかったことに通じる。

布田村の零落の構図は明白であり、建て直しの方途もおのずと示されてゐる。一つは、惣庄屋が願い出ている村方債務の完全処理である。債務の返済が村の零落化を促進している以上、直接的には藩側に捨方（債務免除）、長期年賦を求めにしても、将来的には村を債務から解放する手立てをつくり出す必要があつた。それには、究極的には手永が運用財源を持ち、藩側との債務関係を肩代わりしつつ村側が債務返済に応じられる仕組みをつくり出すことである。零落所に水利土木事業を投入して村の基盤整備を図りつつ、上畝開の水田収益で事業資金を返済する方式が浮上する。

二つには、極端な畑地偏在の土地構成を規定している水利灌漑条件を改善することである。その際に河川の灌漑利用に限界が想定される以上、山間部からの湧水・山水を取り込んだ溜池造成の必要性が高まってくる。惣庄屋西嶋祐右衛門も布田村の零落建て直し策として溜池造成による田地造成＝上畝開を掲げ、溜池として先年「再掘」した溜池と新造予定の「新堤」をあげている。西嶋は、先年「再掘」の堤下に一町五反、享和三年春の「新堤」の下で一町を開拓し、ゆくゆくは五町程度の田地造成を目指す。西嶋祐右衛門は藩当局に対しこうした手永の自助努力を主張し、布田村の債務返済についての格別な配慮を願ひ出る。布田村においても一九世紀に入ると、水利土木事業が零落所

建て直しの基本策として導入される。

三 山裾・平地部の溜池築造と新天地開発

一九世紀の水利土木事業は村レベルでどのように展開されたのか。表6は関係史料によつて検出した現西原村域の水利灌漑施設である。一見して明らかのように、一九世紀に入って水利土木事業の高まりを指摘できる。同時に現西原村のうち旧山西村と旧河原村とは水利土木施設についての差異も認め得る。旧山西村・旧河原村ともに後背に阿蘇外輪西麓の山々が位置し、村内を河川が貫流する地理的狀態にあるが、外輪西麓に近い旧山西村には宮山村・小森村を中心に雨水・山水を涵養する緩傾斜の森林帯が広がり、山麓部・山裾の湧水・山水を取り込んだ溜池の造成をみる。旧河原村では山間部高所の小野ノ上の溜池以外に造成事例を確認できない。そこで旧山西村における一八世紀段階の水利施設の狀態、溜池を中心に水利土木事業の活発化する一九世紀段階の状況を検証する。

1. 一九世紀以前の水利施設

まず、一九世紀以前の旧山西村の水利施設を確認しておく。宝暦八年「南郷布田手永萬覚付御手鑑帳」には、布田手永の水利施設として二カ所の堤（小森村・下野村）、三カ所の白川筋積所（岩坂村・錦野村・久木野村）の記載がある。¹⁵つまり、旧山西村域の溜池（堤）についてみた場合、宝暦八（一七五八）年の時点で溜池は小森村に一カ所存在するに過ぎない。その溜池も百姓個人の「本畑の内」につくられており、規模もおのずと限られている。¹⁶いずれにしても一八世紀半ばまで旧山西村域には溜池がほとんど存在してはいなかった。その意味で地元において「水田開発碑」と呼ばれる小森村の水田造成に関わる

表6 現西原村各村の水利土木事業

村名	事業内容	事業竣工年
布田村	溜池掘り添え	享和3年(1803)以前
	溜池造成	享和3年
	多々良井手の造成	天保4年(1833)以前
	西鶴にて多々良井手の石樋仕替え	天保4年(1833)
	七彰子にて多々良井手箱戸樋の目鑑橋仕替え	〃
	玉田井手の造成	天保8年(1837)
	小鶴溜池の築造	天保12年(1841)
	小鶴溜池の掘添え	天保13年(1842)
宮山村	琵琶堤**	不明
	宮山上の溜池**	文化6年(1809)
	溜池の築造	文化8年(1811)
	城ノ尾よりの貫井手掘方	文政10年(1827)
	井手筋の石樋仕替え	天保13年(1842)
小森村	溜池*	宝暦8年(1758)以前
	溜池掘添え	文化2年(1805)
	溜池築造	文政5年(1822)
	土屋溜池の築造	天保6年(1835)
	桑鶴溜池の築造	弘化2年(1845)
	溜池築造	弘化3~4年(1846~47)
	溜池掘添え	〃
鳥子村	大切畑溜池の築造	安政6年(1859)
	年ノ神溜池の造成	文化13年(1816)
河原村	小野ノ上の溜池築造	享和2年(1802)
	瀧での石笥敷設	文化10年(1813)
	嘉永井手の最終造成	嘉永5~6年(1852~53)

永青文庫蔵「町在」「覚帳」、「南郷布田手永萬覚付御手鑑帳」(内村政光『肥後藩の農村制度』*印)、『山西村誌』(**印)による。

一八世紀末の板碑と付近の溜池の存在に注目したい。

板碑は道路・圃場整備により移動している可能性もあるが、現在は「水田開発」の始点ともいえる道路沿いの畦道に立っている。三角錐形状の板碑の削平面には「天明六年午年ヨリ奉願候処、寛政四年七月願之通仰付、寅年出来仕候、人数三千七十、久右衛門」との碑文が刻まれている。文面によると、天明六（一七八六）年から藩当局に願ひ出て、寛政四（一七九二）年になってようやく許可されたというから、本事業は藩庁の民政部局たる郡方からの資金融資を得て進められたものと推測される。

本事業の現状に関して注目されるのは、一帯の水田の用水が貫井手（水路トンネル）によって一〇〇m程離れた「小森堤」から供給されていることである。小森堤とは小森村下小森に所在する二つの溜池のことである。二つの溜池は同時に掘られたのではなく、溜池の貯水量を増強するために最初の溜池のそばに二つ目の溜池が掘り添えられたものであるが、最初の溜池が「水田開発」事業の一環として造成されたとは考えがたい。溜池造成から貫井手開削・水田造成までを成就するには「人数三千七十」という事業の延べ人数が小さい。典拠不明ながら、『山西村誌』のいう「六反ばかり」¹⁷の水田造成規模からみても「小森堤」は一八世紀段階に造成されたものと想定できる。下小森の溜池付近は阿蘇外輪山麓部の湧水に恵まれており、寛政六年に成就した事業は山麓部の湧水を井手筋で引き込み、畑地を水田化する上畝開であったと推測できる。

下小森の板碑について改めて次の二点を指摘しておきたい。第一に、水田開発のための井手の造成、田地造成事業が村方共同の事業として推進されたことをうかがわせること、第二に、この共同事業においても流入水源を貯蔵する溜池築造という方向に向っていないことである。一九世紀に入って溜池が築造されるようになると、手永の主導の

もどで溜池とセットにした上畝開¹⁸田地造成が志向されるが、本事業にはそうした手永レベルでの事業性は薄い。板碑末尾の「久右衛門」なる記載形態には庄屋を中心とした村方事業としての性格を感じさせる。したがって山西四カ村において溜池築造と対になった上畝開事業は一八世紀段階まではほとんどみられなかったと結論できる。

2. 一九世紀の溜池築造と新地開発

そこで改めて表6を見ると、溜池も含めて現西原村に存在し、かつて存在していた水利施設の大部分は一八世紀に築造されている。西原村においても一九世紀には「水利土木事業の時代」が到来し、旧山西村では溜池の築造が目立つ。溜池がどういう経緯で造られていたのか、具体的に桑鶴溜池を中心に検討する。

桑鶴溜池は大正期に決壊し、今日、跡地をとどめるだけであるが、築造に関する直接の関係史料を残している。次の史料は、弘化二（一八四五）年一〇月、布田手永惣庄屋矢野甚兵衛が郡代に提出した溜池築方と上畝開徳米の手永備えに関する願書¹⁹である。

奉願覚

小森村桑鶴下ヶ名

布田手永

一新堤一ヶ所

小森村

此水溜式町五反程

鳥子村

但、監物殿御赦免床

一錢九貫七百四拾六匁七分

内

四貫八百七拾三匁三分五厘

但、監物殿御屋敷²⁰出方二相成可申分

残四貫八百七拾三貫三分五厘

但、布田手永山西村々村備錢之内、御出方被仰付置被下候様奉願候、

一夫壹万三千四百人

内

六千七百人

但、監物殿御給知村々、夫飯米渡を以差出ニ相成可申分残六千七百人

但、山西在村々、夫被仰付被下候様奉願候、

(中略)

右者布田手永小森村・鳥子村之儀、田畑不釣合之所柄ニ而零落仕候ニ付、追々水利之御仕法茂被附下、小森村之儀者新上畝物六町余茂出来仕、御蔭ニ而零落立直之萌茂相見申候処、鳥子村之儀當時迄新上畝物出来之見込茂付兼居申候ニ付而者、年々年貢米及不足、必多物難洪差募申候ニ付、追々教諭仕、いヶ様と歟水利之仕法を付、新上畝物等出来仕候ハ、夫丈ヶ者御年貢米相増、漸々成立之期茂可有之候ニ付、重畳思惟を凝シ候様申聞置候処、小森村内桑蠶下ヶ名池ノ本と申所江湧水有之、霖雨之候ニ茂差向候時分者余計之水勢ニ相成、空敷流捨申候ニ付、桑蠶谷筋江新堤一ヶ所築方御免被仰付被下候ハ、堤下小森村内、鳥子村迄ニ而拾四五町之新上畝物出来可仕、尤、右新畝物出来可仕見込畝之内、監物殿御赦免畑開并御赦免建山床茂入交居申候ニ付、右御屋敷茂新上畝物出来之願ニ相成度旨、右村庄屋共迄右御屋敷役筋、内意之筋茂有之候段申達候ニ付、監物殿御屋敷ニ茂一ト通及懸合、右御屋敷役筋立会を以願出候新堤床見分仕候処、深合窪ニ而土性茂宜敷、水保宜敷相見申候ニ付、水口之様子等委敷見繕申候処、湧水充分ニ相見、其上降雨有之候得者桑蠶、萩ノ追迄之山水一時ニ取込候并手立茂出来可仕所柄ニ而、霖雨候ハ夏内有折白雨茂有之候節者

式町五反之水溜り者一倍増之溜メ込茂出来可仕見込之ヶ所ニ付、彼是監物殿御役人申談仕候処、堤床ニ相成候ヶ所者右御屋敷御赦免開床并建山床ニ而御座候ニ付、堤床ニ差出ニ相成、諸入目錢并入用之品々半方完差出ニ相成度、左候ハ、堤下ニ而新上畝物出来仕候畝数之内、半方完追々先例之見合を以彼方上畝物願ニ相成度との儀ニ付、堤築方積方仕せ候処、別帳帳前之一紙口立之通ニ御座候、依之右之ヶ所新堤築方御免被仰付、監物殿御屋敷催合御普請被仰付被下候様奉願候、尤當時村備御誘之砌ニ御座候間、追々村備之仕法茂相誘申候得共、永久相備候仕法茂出来兼居申候間、右ニ奉願候新堤下新上畝物之儀、山西村々村備新畝物ニ御免被仰付、右入目錢四貫八百目余村備錢之内、御出方被仰付置、徳米三ヶ二分者村備ニ被渡下候様奉願候、且又右三ヶ一分之儀者御郡方格別上納被仰付被下候様奉願候、右御座候処、布田手永錦野村之儀近郷見合茂無之、畑方高免ニ而村方甚々難洪仕、地方治り兼申候程之所柄ニ御座候間、御免下ヶ之儀追々願出申候ニ付、既ニ去春一ト通しらべ立、如何様と歟御仕法被仰付被下候様ニと奉願置候得共、未夕如何様と茂御埒無御座候処、右村之儀年増零落ニ陥リ、間二者高免之畝方元地主及潰候末、五人組年々廻り受持ニ而作廻候程之地方茂有之、最早如何様ニ難難押移、夫迎容易ニ上ヶ御仕法被下候儀難難被為叶御儀と乍恐奉推計候ニ付、於手永如何様と歟仕法を付、右村畑方御年貢米之補助ニ仕度思惟を凝居候得共、差寄仕法茂付兼申候ニ付、右様新堤等奉願新上畝物出来之上、其徳米を以右村畑方御年貢米補助備ニ奉願候外無御座候と奉存候間、新堤床等相しらべ居申候得共、未夕何方と申、治定茂付兼居申候、然処今度小森村内桑蠶ニ右新堤出来之儀願出申候ニ付、徳米之儀、三ヶ一者御郡方上納可仕、右御座候得共、錦野村畑方御年貢米難洪之次第者追々御承達茂被成下候通ニ御座候間、

右徳米聊之儀ニ御座候得共、三ヶ一御郡方格別上納分之儀御別段被為以、錦野村畑方御年貢米補助備ニ被仰付被下候様奉願候、如願被仰付被下候ハ、於監物殿御屋敷申談、入用品々半方完割合を以差出、新畝物出来之畝数茂半方完ニ田開仕せ可申と奉存候、将又入用竹木半方之儀者御山藪被渡下、夫方者山西寄夫被仰付被下候様奉願候、

一右奉願候通御免被仰付被下候ハ、堤下新上畝物之儀者開明出来仕候分者年々相しらべ、坪附帳を以御達可申上候ニ付、開明初年ハ三ヶ年之間無上納ニ被仰付置、四ヶ年目ハ毛上相応之御徳懸被仰付被下候様奉願候、則積帳并場所絵図面相添、此段覚書を以申上候、以上、

弘化二年十月

早川十郎兵衛殿

吉田平之助殿

矢野甚兵衛[㊦]

この惣庄屋願書は、前半に溜池の規模・経費・労働者数、主要材木を記し、後半に溜池築造による上畝物仕立ての趣旨に関わる本文を配している。願書によると、溜池築造の場所は「池ノ本」と称されるように湧水豊富な「深谷窪」であり、現在も湧水が小川状をなし溜池跡地を流れ下っている。溜池は自然の「深谷窪」状の谷筋を堤で囲って造成したものであり、現在も堤の一部が残っている。溜池の貯水量は、まとまった降雨があると「式町五反之水溜り者一倍増之溜メ込茂出来」としているが、結局、谷筋の湧水・山水を取り込んだ十分な立地が大正期に決壊を招くことになる。

さて、願書を見ると、この事業は惣庄屋矢野甚兵衛を中心とした手水の事業として推進されているが、事業内容として次の四点に注目しておきたい。すなわち、①溜池用地が家老長岡（米田）監物の御赦免

開用地にあり、事業経費と上畝開を手永側と長岡氏側とで分担・分割する「催合」普請の方式をとっていること、②手永側の経費が「山西村々村備錢」から、出夫が「山西在村々」から供出されていること、③溜池が小森村に立地しつつ、溜池による上畝開が隣の鳥子村を中心に予定されていること、④上畝開徳米（年貢相当分）が三分の二を「山西村々村備錢」に、残る三分の一を錦野村救済に回すことを願っているように、徳米の全額を山西在村々の救済・振興資金に充当するように計画されていることである。

まず①の点については、溜池造成用地が一带に知行地を持つ家老長岡氏の御赦免開・御赦免建山の域内にあり、上畝開の対象地域にも監物の御赦免開・建山が入り混じっていることから、惣庄屋⇨手永側が長岡監物「御屋敷」側と交渉し、「監物殿御屋敷催合御普請」の方式となった。前半部に示されているように、溜池造成の経費・労働力・材木などは手永と監物側とで折半し、上畝開⇨田地造成分も同様に折半する方式をとるとの合意に至っている。

②から④は、手永が水利土木・上畝開事業を通じて、「山西在」と称する阿蘇外輪西麓の村々の地域的成立を意図した事業の公共性に関わる点である。まず注目したいのは「山西村々村備錢」の存在である。これは、数十種の「備」編成をとる手永の地域運営財源（⇨会所官錢）の備蓄・運用費目の一つであり、布田手永では山西在の村々を救済・振興対象の零落所として位置づけ、その建て直しのための財源を柱立てしていた。この事業は、経費を会所官錢の「山西村々村備錢」より拠出し、上畝開徳米も全額を錦野村を含めた山西在への助成に充当しようとして計画・推進されるところに特質がある。

その際に惣庄屋矢野甚兵衛が留意したのは山西在村々の調整である。矢野はまず従来上畝開の恩恵を受けてこなかった鳥子村に対し「思惟を凝」すように申し聞かし、村側に隣の小森村での溜池築造を計画さ

せている。その上で溜池造成予定地の小森村と鳥子村との間での溜池用地・溜池の水懸りについで調整、藩側・給人（家老米田氏）側との経費・資材・徳米をめぐる調整、錦野村救済への上畝開徳米の充当などの複雑な調整は手永惣庄屋のもとで進められ、山西在の地域的成立ちを掲げた事業への合意が取り付けられている。

とくに錦野村については事業との直接の関わりはないが、畑地偏重の田畑構成のもとで年貢欠損を常態化させていた同村に対して、小森・鳥子両村での上畝開事業の成果をもらい受け、「錦野村畑方補助備」の財源をつくり出そうとしている。錦野村の実状は先にみた布田村など山西在の村々全体にも通じていることであるが、錦野村の場合、去春（弘化元年春）の調査によると、「高免」の米納年貢で難渋している畑地が一五町程、年貢不足が五六石に及ぶなど事態が深刻であるとして、手永惣庄屋が桑鶴溜池による上畝開徳米の三分の一を「錦野村畑方補助備」に充当するとの合意を取り付けている。桑鶴溜池の造成は手永内の零落所に助成し、手永全体の基盤整備を図るといふ地域的公共性実現に向けた、手永の公共的事業として計画・推進されているといえる。

四 山麓・山間部の新天地開発と水利土木事業

1. 山間部の水利施設整備の諸段階

次に本節では、旧河原村において、幕末期、嘉永井手と通称される遠隔通水施設の整備に至る山間部の水利施設と新天地開発の過程を明らかにし、遠隔通水施設によって飛躍する田地開発状況を示す。

すでに第一節で述べたように、河原村の田地開発については一七世紀〜一八世紀前半の時期に畑地の田地化が進み、山間の湧水・谷水など水懸りに恵まれた田地化可能な畑地の開発はこの時期にほぼ終わっ

ている。一八世紀後半以後、一九世紀前半にかけての新天地開発は山麓・山間部での野開が中心となり、水田開発についてはほぼ頭打ちの緩慢な増加状態にあった。一九世紀に入ると手永主導により山間部に導入される水利土木事業はこうした開発状況を大きく打開することになる。冒頭で述べたように、一九世紀段階の熊本藩領では特に中山間地域に水利土木事業が集中した。山間部の河川の存在が改めて着目され、水源の河川が遠ければ井手・貫井手をもって河川と新天地開発を結びつける遠隔通水事業が進められた。阿蘇外輪西麓に位置する現西原村も中山間地域に近似した地理的位置にある。後背に広がる山々は里山といふべき位置関係にあり、また山間傾斜部には雨水・山水を取り込んだ小河川・湧水などの水源が存在する。旧河原村では山間部の小河川である瀧川と新天地開発地域を結んだ遠隔通水施設としての「嘉永井手」が築造され、新天地開発を飛躍させる。

嘉永井手は幕末の嘉永年間（一八四八―一五四）に造成されたことでその名があるが、嘉永井手に集約される山間部の水利施設は、大きく四つの段階を経て整備されている。すなわち、①「有懸之水吐・古井手」と表現される水利施設が序々に整備・拡張される長期の過程、②山間部高所（小野ノ上）に築造した溜池と既存水利施設を結びつけた段階、③山間部の小河川＝瀧川の利用が本格化し、瀧川上流部に取水・通水の「石笥」を開鑿し、既存水利施設と結びつけた段階、④瀧川の最上流部に取水・通水施設を開発し、既存水利施設を整備・拡充する段階、以上の四つの段階である。④が狭義の嘉永井手の完成であり、山間部における新天地開発の飛躍の段階となる。ここでは嘉永井手の前身形態となる②の検討から始め、①についても論及する。次の史料は、既存の水利施設を利用しつつ、後の嘉永井手の通水地域に造成された溜池と上畝開に関わるものである。享和二（一八〇二）年一月、河原三カ村の庄屋・頭百姓は郡代に次のような請書をもって願ひ出てい

る⁽²⁾

御請申上覚

沼山津手永河原村之内小野之上下ケ名二而、八郎左衛門様御赦免開畑之内、今度新堤御見立、御堀方之御願二相成、右堤ノ井手筋を御立二相成、右之御屋敷并木下三郎左衛門様御給知畑之内、上畝物太鉢八町程御仕立之御見込ニ而御願二相成申候二付、今度御出在被成下御立会、新堤之場所、養水井手筋、其外上畝物二相成候場所・地面之様子御見分被成下候通二御座候、今度新堤一ヶ所御堀方被仰付候上、水掛之井手筋御立方二相成、瓜生迫ノ前・半田・谷頭・松出・黒岩・新藤、都合六下ケ名ニ而、兩御屋敷御給知畑御見立之畝数八町余上畝物二相成申候、右二付而村方故障無之候哉、御惣庄屋ノ御吟味之節、故障無御座段書上置申候通二御座候、右上畝物御仕立ニ而者村方勝二茂相成申候二付、宜敷被仰付可被下候、

一新堤・養水井手筋之儀、小野居屋敷・塩塚居屋敷下ケ名御敷之内ニ掛り、幅式尺、長サ式百五拾間余之井手筋出来仕、御山畝并手床之儀者格別御屋敷ノ御願ニ相成申候由ニ御座候、其外井手筋之儀者當時有懸之水吐・古井手を相用、養水之便り支不申、并手床費地等不奉願候、

一右御給人衆御仕立之上畝物出来仕候二付而、右下ケ名ノ之内二者御給知畑一円ニ新地・野開・諸上畝物等之畝方式町八反余御座候、御給知畑十分之水掛りニ相成候得者、相境并地床引下り居申候、新地・野開・諸畝物等水氣立可申と奉存候二付、御屋敷堤之用水を以御給知畑同様御給人上畝物二被仰付被下候様御屋敷御給人衆江奉願候処、何ぞ御支茂無御座、尤上畝物御免被仰付、田作ニ相成候上者、天災之年柄たり共新地畑・諸開畑

床上納之儀者、御屋敷ノ御給知畑床上納同様可被仰付旨二付、可然様被成御達可被下候、

右之通新堤御堀方被仰付、上畝物出来仕候而茂、村中相境之地方何方ノ茂故障之筋無御座、勿論御給知上畝物床畑上納之儀天災之年柄逆茂御屋敷様ノ御償可被下旨被仰付、尤上畝物出来仕候ヶ所ノ二者御本田等茂一向無御座、用水等二付而少茂故障無御座候、願之通被仰付被下候得者往々所柄之潤二相成、勝手ニ罷成申候間、宜敷被仰付被下候様奉願候、此段宜敷被成御達可被下候、為其私共連名之御請書仕上申候、以上、

享和二年十二月

下河原村頭百姓

喜左衛門[㊦]

同村 右同

三右衛門[㊦]

中河原村右同

曾右衛門[㊦]

同村 右同

孫 平[㊦]

河原村 右同

孫 助[㊦]

同村 右同

善 八[㊦]

下河原村庄屋

理左衛門[㊦]

中河原村 庄屋

秋吉茂次右衛門[㊦]

河原村

小堀宇右衛門殿[㊦]

松山次郎助殿

高田藤次殿

御横目

石原瀬左衛門殿

河原三カ村の畑方は給人の知行地となっており、新地開発は給人の利害とも関わってくるが、三カ村では給人側（三淵・木下両氏）の開発（御赦免開）要求に応えつつ、山間部の高所に位置する「小野ノ上」

の畑地に水源として溜池を造成し、「幅式尺、長サ式百五拾間余」の井手筋を開いて、既存の水利施設^{II}「有懸之水吐・古井手」と連結させ、上畝開対象の畑地に設けられていた「畑畦之野水吐」にまで井手筋を伸ばし、「瓜生ノ迫、半田、谷頭、松出、黒岩、新藤」の一帯で八町余の「給知畑」を田地につくり替える上畝開を計画したものである。溜池の床地は「元水茂有之、霖雨等之節者野水を引請」る立地であり、山附の場所とみられる。溜池築造の夫賃などの経費は給人側より出された。

瓜生迫以下の下ヶ名（小字）は小野ノ上の南西方面の山間部に所在するが、注目したのは、これらの地域では「有懸之水吐・古井手」が存在していたことである。表7は天保六（一八三五）年の「地推帳」によって田畑の区画となる境目表示として記載された井手筋を抜き出したものである。地推帳は田畑の区画ごとにその境界を明示した境目表示を記載しているが、表7に見るように、多くの下ヶ名で「井手」「井手道」「井手畔」などが田畑の境界となっている。それは平坦部・山間部を問わず予想を超える広がりを見せている。

数多い「井手道」は道沿いに井手が掘られたか、井手の塘筋が道となったかであり、また塔ノ原の「井手下川原境」「井手土林之前境」といった記載は、井手筋が塔ノ原・下川原・土林ノ前の三集落に広がっている状態を想定させる。「有懸之水吐・古井手」の始原は近世以前にさかのぼり、歴史的に序々に拡張されながら表7の状態になったものとみてよい。

「有懸之水吐・古井手」段階の新天地開発の中心は野開の畑地であり、畑地の田地化、田地の新規開発はごく限られていた。今回の惣庄屋小堀宇右衛門の計画にみるように、都合八町余の畑地を田地化するには水源を増強し広範囲に用水を行渡らせる必要があった。山間部高所の小野ノ上に溜池を造る計画がここから出てくる。溜池を造成すること

で水源能力は格段に高まったとみられるが、溜池と「幅式尺、長サ式百五拾間余」の井手筋で結べば八町余の上畝開が計画できたのは、山間部の湧水・山川を主水源とする「有懸之水吐・古井手」が瓜生迫以下の各地域を結ぶ形で通じていたことをうかがわせる。

2・嘉永井手の前身形態

そして文化一〇（一八一三）年段階になると、後の嘉永井手と同じ瀧川上流部を取水源とする水利施設が造成されている。次の史料は、惣庄屋園田健助が瀧川上流部の「河原村瀧」を取水源とする「石筧」の通水施設と新井手筋造成による上畝開のために借用した沼山津手永の御用銭^{II}会所官銭の返済に関して文化一〇年閏一月に上益城郡代に提出した願書である。

覽

一畑四反式畝式拾七步

此米四斗式升九合

但、河原村瀧と申所、上畝物出来仕候分を反壹斗宛当年作初穂相納可申分、会所備銭を出方二相成候内二返納被仰付被下候様奉願候分、

右者、沼山津手永河原村瀧と申所、岩組之場所切明、六拾間程石筧仕、夫が新井手掘候得者、式町八反式畝拾五歩田開二相成申筈二而、御給人大木弥七兵衛殿が見立二相成居候得共、手入二相成不申候処、去ル卯年相馬勘太夫方廻在之砌、見分二而板筧之仕法二而新井手出来之積二相成、上畝物仕立方被仰付旨御達二相成候処、板筧二而者養水届兼、石筧出来被仰付被下、右入目銭六貫三百三匁五分沼山津会所預御用銭之内を被為拜借、返上納之儀者田作出来之上、右徳米を以返納仕せ候ハ、午年を開明取懸、十ヶ年

表7 地推帳にみる下ヶ名別田畑境界表示としての井手記載一覧（天保6年）

下ヶ名	井手記載等
瓜生迫居屋敷	井手松出境、井手新藤境、井手道
瓜生迫前	井手松出境、井手塩塚居屋敷御藪境、井手道、井手
新藤	井手瓜生迫居屋敷境、井手松出御藪境北岸、井手下川原境、井手道、井手
犬ノ馬場	
猿婦	井手御山境
灰床	井手御藪、井手道、井手
市川原	井手瀧居屋敷御藪境、井手小久保境、井手瀧ノ向境、道井手黒岩境、井手市川原境、井手大原境、井手空野境、井手、(瀧川、川)
黒岩	井手畔おゐら境、井手道市川原境、井手御山境、井手道松出境、道井手、井手、(谷川)
おゐら	井手黒岩境
半田	井手道おゐら境
谷頭	井手
藤水	土手井手
小野居屋敷	井手谷頭御藪境
塩塚居屋敷	井手御藪境
松出	井手瓜生迫境、井手半田境、西畔下川原并新藤境井手
塔ノ原	井手下川原境、井手士林之前境
高取川原	井手
秋田原	
田中ノ上	
星田ノ上	
西田	井手星田ノ前境、井手布田手永境
星田居屋敷	井手道星田ノ前境
岩下	井手
星田ノ前	(川)
田中居屋敷	(川)
秋田居屋敷	井手秋田ノ前境
士林居屋敷	(川)
秋田ノ前	道井手秋田居屋敷境、井手、(川)
卯月迫	井手道年ノ神境
麻尾	井手道年ノ神境
北ノ山	井手道川原境、井手栖高御藪境、井手
瀧ノ上	
上山原	井手葉山境
下山原	井手水足迫境、井手道、(堤床)
水足迫	井手福利王并立石閣ノ上境、井手葉山境
菅ノ迫	井手道次ノ倉ノ夕下境、井手道八ッ瀬境、福利王境井手道
次ノ倉	井手道次ノ倉下境
瀧居屋敷	道井手筒井迫境
筒井迫	井手瀧居屋敷御藪境、井手道瀧居屋敷御藪境、井手
西原	井手道小久保境、井手道小久保境林道
小久保	井手、(瀧川、瀧川瀧ノ向境)
瀧ノ向	井手市川原境、井手、(瀧川)
下河原	井手土手塔ノ原境、道井手黒岩境、井手黒岩并下乙居屋敷境、井手
下乙居屋敷	井手中乙境、井手
士林前	
中乙居屋敷	井手下乙居屋敷境
中乙前	井手、(瀧川、前川)
大原	井手中乙前境、井手道市川原境、井手門出居屋敷境、井手道、(瀧川、前川)
門出居屋敷	井手大原境
三角	井手平下境、平下境井樋、道井手門出居屋敷、井手、(前川)
平居屋敷	道井手平ノ夕下境、
平ノ下	道井手門出居屋敷境、井手道三角境、井手道平居屋敷境、井手年ノ神境、井手道
年ノ神	井手平ノ下境、井手道麻尾境、井手道麻尾并卯月迫境小道、井手
須ノ倉	井手年ノ神境、井手八ッ瀬境
八ッ瀬	小井手須ノ倉下境、道井手菅ノ迫境、井手道福利王境、井手
福利王	井手菅ノ迫境、井手水足迫境、井手水足迫御藪境、井手
立古閑	井手
立古閑ノ上	井手水足迫御藪境、井手水足迫境、井手
桑鶴	井手
葉山	井手水足迫境、井手水足迫御藪境、井手上山原境、井手
医王寺	井手葉山境

「田畑再地引合新出見図御帳」による。

之内二者可成二相成可申候間、十一ヶ年目ニ至リ相成之上徳上納被仰付被下候ハ、其内ニ右徳米を以返上納可仕段奉願候処、右者水勢次第者畝数茂相増候所柄ニ付、右之趣を以年限後徳米輕被仰付被下候様御達被成下候処、上畝物仕立方被仰付、入目錢六貫三百目余会所預御備錢が被為拜領候間、八ヶ年之間徳米分会所備錢返納御立用被仰付、左候而年限後上納輕者可被仰付候得共、御治定之所者其期ニ至見込を付、願出候ハ、可被及御僉儀旨被仰付置候、然処新井手立被仰付候井手下ニ居候新兵衛と申者屋敷上ハ畔高岸之上ニ井手立ニ相成、屋敷内湿氣強、収納柯物干等難仕、其上井手広メ方土手築添仕候ニ付、居家之壁同軒端之上通迄道筋ニ相成、旁家引直不申候而者難成、右入目錢之内三百目文化七年二月拜領奉願候処、願之通二者難被仰付、被為拜借候間、追而仕法を付相達候様被仰付置候錢高共都合六貫六百目余ニ而御座候処、未タ一錢茂返納不仕、年々延奉願、押移居申候、右之通二者不相濟事ニ付、去年以來井手筋手入仕せ、上畝物出来候様精々申談候得共、右之場所土性悪敷御座候故歟、折角開明候分茂実乘不宜、右之通ニ而田作進兼申候、尤追々開明候畝数相改申候処、四反式畝式拾七步御座候ニ付、右申上候通之不毛上二者御座候得共、余計之御出方ニ相成居候所柄ニ付、無味ニ押移候而ハ奉恐入候事ニ付、少々宛ニ而茂相納候様精々申談候処、本行ニ書上候通反巻斗宛当年作初穂相納可申段申出候間、右之分被召上被下、直ニ会所御用錢出方之内ニ御立用被仰付被下候様奉願候、且家直料之儀も外ニ仕法無御座候間、追々上畝物出来仕候ハ、右同様御立用被仰付被下候様奉願候、田作応兼候様子心を用見聞仕候処、第一土性悪敷、其上瀧川出水口近く、冷水懸故歟と相見申候間、井手末手入候ハ、右之所者土性茂少者宜敷相見申候ニ付、去春も井手掘繼等茂仕せ申候得共、片下り之段々畑ニ而急ニ田作仕候程

二手入届兼申候間、当冬内が成丈ヶ所懸セ、明春ニ掛け少ニ而茂田作ニ相成候様可申談候と奉存候、右之通ニ而最初見込通上畝物出来不仕、行当居申儀ニ御座候間、宜敷被仰付可被下候、為其覚書を以申上候、以上、

文化十年閏十一月

園田健助^⑧

中村庄右衛門殿

高瀬十郎助 殿

本史料にいう「河原村瀧」とは河原村懸りの小村の一つ、瀧村（現在の滝集落）のことであり、同所の「岩組之場所切明」にして設けた「六拾間程石筧」という通水施設は、現在も往時を十分想定できる形で残っている。

瀧川上流部の「白糸の滝」のさらに上流にもう一つの滝があるが、ここが通水施設の取水口となっている。取水口となっている滝つぼ付近は一定の人為的造作が施され、滝つぼから一四、五mにわたって平坦部となり、前面に巨石が配されて急流の緩衝と砂防的な役割を果たしている。取水口からの水路は瀧川沿いの溪谷状の河岸中腹に開鑿され、現在はコンクリート製のU字溝がはめ込まれている。U字溝敷設以前、この溪谷状の岸壁に開鑿された削平面に刻み込まれた水路が「六拾間石筧」である。

滝つぼに至る現在の水路は河川側に七〇、八〇cmの道幅をとっている箇所もあれば、一〇cm程度の水路側壁だけの区間もある。計画の当初、板製の水路を河床からの支柱で支える「板筧」の敷設が考えられているように、溪谷状の河岸は水路を敷設できるような場所ではなかった。

そこで「岩組之場所切明」けて六〇間程の「石筧」を造成する方式がとられる。「岩組之場所切明」とは、溪谷岸壁中腹を開鑿して道路

状の削平面をつくり、削平した岩盤を凹状に開鑿して水路を作り上げた作業を想定させる。現地での聞き取りによると、この瀧井手は幕末に赤岩石で拵えた石樋に付け替えられ、さらに昭和期になってコンクリート製のU字溝となり、今日に至っている。水路の現状からみて当初の「石筧」は削平された岩盤に直接水路を刻み込む方式をとり、嘉永井手の築造段階、「石筧」の水路を拡張して赤岩石の板石で作られた石樋が「石筧」全体にはめ込まれ、通水量の増強が図られたものと考えられる。

さて、惣庄屋園田健助の願書によると、事業は文化四（一八〇七）年ごろから持ち上がり、二町八反二畝一五歩の上畝開田造成が計画され、沼山津手永の会所官銭から六貫余を借り受けて着手される。文化七年には上畝開に取りかかっており、この時点では瀧川取水口からの「石筧」、既存の水利施設と結ぶ新井手の造成は終わっていたものと考えられる。

しかし、事業は順調に進んでいない。新井手の塘下に家屋を構える百姓への補償問題が起こり、「田開」＝上畝開自体も遅延する。計画では文化七年から一〇年を区切りに上畝開を行い、「水勢」次第では開田畝数を増やし、開畝徳米による会所官銭の返済を考えていた。ところが田開が進まず、願書を差し出した時点では「一銭」の返納もできず、限られた開畝も田作されず、「畑」となっていた。惣庄屋園田健助が、「第一土性悪敷、其上瀧川出水口近く、冷水懸故敷と相見申候」と指摘しているように、集落近くの傾斜部では谷川の冷水さながらの「冷水懸」であったこと、井手筋末端の「片下り之段々畑」まで十分水が回らなかったことが上畝開を遅らせ、開地での畑作を余儀なくさせていた。瀧井手と嘉永井手とは受益地域も異なるが、手水側が瀧川のさらに上流部に取水口を求めた嘉永井手を計画したのは、瀧井手による上畝開の限界も関係していよう。

3・嘉永井手と新地造成

先の瀧井手の取水口から五、六〇mほど瀧川をさかのぼると、嘉永井手の取水口に至る。瀧川をめぐる開発線は嘉永井手造成事業によって最上流部に到達し、山間部の用水体系の整備をみる。

嘉永井手の造成工事に関する直接の史料は見当たらないが、現地調査にもとづいて施設形態を述べておく。嘉永井手の主要工事区間は水田開発の基点となる瀧ノ向から瀧川上流部の取水口までの約四〇〇メートルであるが、工事の主体は、①瀧ノ向から取水源までの山腹の開鑿、②開鑿した道路状の平場での本井手筋開鑿、三方石組みの井手（石樋）の敷設、③取水源と本井手筋とを直結する貫井手（水路トンネル）の開鑿であり、山間部に広がる「有懸之水吐・古井手」をもとに延長・拡張されていた既存の水利施設も「嘉永井手」総体としての整備をみたものと思える。②については、取水源から本井手筋へ安定的に取水するために玄武岩帯の山腹を掘り抜き、大きく湾曲した山腹道筋をほぼ直線化する形で取水口に向けて貫井手を掘り、取水口と新たに造成した基幹の本井手筋に連結させたものである。

本井手筋は昭和二九（一九五四）年の井手付け替えに際して埋められているが、三方石組みの堅牢な井手筋は部分的に表出し、瀧ノ向から約三〇〇mの地点で山腹を貫く貫井手となり、取水口に向っている。現在、貫井手に向う流路は遮断され、取水源の堰の流路は昭和二九年に設置された井手筋に向かってはいるが、この付け替え工事まで貫井手は現役として機能していた。

瀧川最上流部で取水された水は貫井手から本井手筋を通り、瀧ノ向にて既存の井手筋と連結する。既存の井手筋は大きく二つの地域、つまり、享和二（一八〇二）年に造成された小野ノ上の溜池と結ばれていた瓜生迫・半田・谷頭・松出・黒岩・新藤の地域、残る小久保・瀧ノ向・おゐら（追駄）の地域に存在していたとみられる。嘉永井手は

表8 嘉永井手による新地造成状況(嘉永6～元治元年)

下ヶ名	元 畝	有 畝
西道	5 反 9 畝 24 歩	1 町 2 反 2 畝
小久保	4 畝 21 歩	5 反 4 畝 6 歩
瀧ノ向	1 反 3 畝 27 歩	8 反 7 畝
黒岩	4 反 5 畝 12 歩	1 町 8 反 6 畝 12 歩
おみら	3 反 5 畝 12 歩	4 反 4 畝 27 歩
半田	4 反 8 畝 15 歩	1 町 6 反 9 歩
谷頭	1 反 3 畝 15 歩	2 反 9 畝 6 歩
松出	1 町 6 反 4 畝 27 歩	3 町 7 反 7 畝 6 歩
塩塚居屋敷	2 町 2 反 9 畝 24 歩	2 町 1 反 1 畝 12 歩
瓜生迫	1 反 2 畝	1 反 1 畝 27 歩
瓜生迫居屋敷	5 畝 6 歩	4 畝 21 歩
新藤	1 町 2 反	1 町 4 反 6 畝 21 歩
合計	7 町 5 反 3 畝 3 歩	14 町 3 反 5 畝 27 歩

熊本県立図書館蔵旧河原役場文書「文久三年亥十月 三河原懸嘉永井手新田開検図帳」による。

二つの地域を受益地域としており、今回の工事に際して「新田井手」など基幹となる本井手筋の整備がなされており、嘉永井手になってこれらの地域を連結した水利施設として完成したものである。

嘉永井手による新地造成の状況を、文久三(一八六三)年亥十月「三河原懸嘉永井手新田開検図帳」によって検討しておく。表8は下ヶ名ごとの新地造成畝数をまとめたものである。「元畝」とは嘉永井手による新地造成の対象になった土地の畝数であり、次の表9に元畝地目を示している。「有畝」とは「元畝」を基礎に現実に水懸りをつけて田開きした畝数である。現実に田作された田地が過半を占める。嘉永井手により元畝の倍の規模で田開きが実現している。

表9は「検図帳」を下ヶ名別、元畝の地目別に整理したものである。各下ヶ名の左右の欄は、左側が新地造成前の畝数(元畝)、右側の有畝が造成された新地畝数である。各下ヶ名ともに畑地が田地として大きく畝数を増大させている。表9から看取される新地開発の特色は次の三点である。

第一に、新地開発が本畑・野開畑周辺の荒蕪地的な開地に拡大されていることである。表9に示した元畝の地目は「受敷」以外は畑地であるが、本方(本畑)・新地を除けば「御山開」「空地開」などは荒蕪地状の開墾地を推測させる。元畝七町五反三畝三步のうち受敷に御山開・空地開・御藪開を加えた荒蕪地系の開墾地が過半を越える。元畝となった野開畑は八反六畝と少ないが、この野開畑に山間部の荒蕪地系の開墾地を加えると六町近い。本方の畑地(本畑)が一町一反余、新地畑が五反余であるので、嘉永井手は従来上畝開の対象とならなかったような山間部の荒蕪地系の開墾地にまで井手筋を伸ばし、田地化を可能にしている。

第二に、新地造成が田地を主体とし、事業以前の元地の畝数を大きく拡大させる方向で事業展開されていることである。表8に示したように、嘉永井手による新地開発の基礎になった元畝は七町五反三畝三步であり、造成された新地の畝数(有畝)はほぼ倍の一四町三反五畝二七歩に及んでいる。このうち畑地とされているのは三町一反余であり、新地の大部分は田地として造成されている。「検図帳」は各下ヶ名において百姓ごとに開発された新地の所在形態を絵図で示しているが、開発された新地は数枚から数十枚の範囲で百姓個人ごとに周密し区域化している。嘉永井手が百姓個人の開発区域を単位に分水井手を伸ばし、従来耕地化が進んでいた畑地から田地化を始め、次第に周囲の半ば荒蕪地状の開墾地に井手を引き込みながら、元畝を拡張する方向で田地化されていたことをうかがわせる。こうして従来の散在した

表9 嘉永井手による下ヶ名別新地造成状況（嘉永6～元治元年）

下ヶ名 元畝地目	西道		小久保		瀧ノ向		黒岩	
本方	1反8畝24歩	有畝2反8畝3歩			1反3歩	有畝3反5畝15歩		
新地			1畝	有畝5畝3歩			1反3畝27歩	有畝4反4畝21歩
畝物	5畝	有畝7畝21歩						
野開	4畝	有畝4反6畝12歩	3畝21歩	有畝4反9畝3歩	3畝24歩	有畝5反1畝15歩	8畝24歩	有畝7反5畝
御山開・空地開	2反4畝8畝	有畝2反2畝3歩 有畝1反7畝21歩*					4畝6歩	有畝1反4畝12歩
御山開							4畝24歩	有畝1反5畝6歩*
合計	5反24歩	1町2反2畝	4畝21歩	5反4畝6歩	1反3畝27歩	有畝8反7畝	4反2畝21歩	有畝1町5反4畝12歩

下ヶ名 地目	おゐら		半田		谷頭		松出	
本方			2反8畝27歩	有畝5反5畝18歩			4反1畝21歩	有畝7反6畝3歩
新地			8畝12歩	有畝1反1畝			2反4畝27歩	有畝7反27歩
畝物			3歩	有畝21歩				
野開	24歩	有畝8畝15歩	1反1畝3歩	有畝9反3畝	15歩	有畝5畝6歩	4反2畝24歩	有畝1町8反5畝21歩
御山開	3反4畝3歩	有畝3反5畝15歩*						
御敷開					9歩	有畝15歩	7畝27歩	有畝1反3畝12歩
	15歩	有畝27歩			1反2畝21歩	有畝2反3畝*	4反7畝18歩	有畝3反1畝3歩*
合計	3反5畝12歩	有畝4反9畝29歩	4反8畝15歩	有畝1町6反9歩	1反3畝15歩	有畝2反9畝6歩	1町6反4畝29歩	有畝3町7反7畝6歩

下ヶ名 地目	塩塚居屋敷		瓜生迫前		瓜生迫居屋敷		新藤	
本方			1反2畝	有畝1反1畝27歩				
新地							3畝6歩	有畝2反3畝24歩
野開							1反15歩	有畝9反1畝9歩
御敷開	1反9畝	有畝1反5畝6歩					1町5畝15歩	有畝5反5畝21歩
受敷	2町1反24歩	有畝1町9反6畝6歩*			5畝6歩	有畝4畝21歩		
合計	2町2反9畝24歩	有畝2町1反1畝12歩	1反2畝	有畝1反1畝27歩	5畝6歩	有畝4畝21歩	1町2反	有畝1町4反6畝21歩

「文久三年亥十月 三河原懸嘉永井手新田開検図帳」による。地目は新地造成の元になった土地。下ヶ名ごとの地目別数字は、左欄が元畝、右欄が有畝。元畝は畑地（受敷は藪地）、有畝は田地、有畝の*印は畑地。

開墾個所が田地を中心に耕地区域として集合する形態をとるようになる。

こうした新地形態は各下ヶ名にほぼ共通する。このことは、嘉永井手に先行する既存の井手筋が後の嘉永井手の受益地と対応する形態にあり、嘉永井手は直接的には既存の井手筋を拡充し、瀧川上流部の水源からの安定した用水を送り込むことよって、河原村後背の山間部にまとまった田地造成を可能にしたのである。絵図を見ても個人ごとに周密化した新地造成区域は、ある程度連続した景観をなすに至っている。河原村山間傾斜部における今日の棚田景観の原型はこの嘉永井手によって形づくられたものといつてよい。

第三に、嘉永井手による新地造成が百姓個々の過去の開墾実績を根柢に進められていることである。実例を示そう。瀧ノ向の百姓幸七は安政五（一八五八）年、野開畑一畝を都合一反二歩の新地に造成している。具体的には、元畑一畝は三歩と二七歩に分かれ、元畑三歩を一畝一八歩の畑地に、元畝二七歩を九畝三歩の田地につくり替えている。改めて元畝記載の部分を示すと次のごとくである。

瀧ノ向 「拾枚」（朱書）

幸七

一畑壹畝 九枚 式百三拾三番 野開

元畝部分の次に新地の絵図面、ついで新地造成に関する記載となる。元畝部分の二三三番という番号は宝暦年間の「諸開方地引合見図御帳」に記載された野開の地番である。その記載は、

同所 畑数拾枚

一畑壹畝 式百三拾三番 幸七

但、北井手

とある。宝暦年間の野開の「畑数拾枚」と、嘉永井手により新地開墾の元畝となった野開「拾枚」とは一致する。嘉永井手造成以前の幸七の野開一畝は一〇枚の小土地片の開墾地で構成され、一枚一枚の登録

ではなく、まとめて一畝の畑地として登録されていた。注目すべきは、嘉永井手による新地造成に際して、過去の開発・開墾実績をもとに水懸りを保証した新地造成区域を設定し、幸七の場合、検図帳の絵図も一〇枚からなる土地を描いている。幸七は、嘉永井手造成以前、都合一〇カ所で開催していた野開畑の小土地片をもとに新地造成を行い、都合一〇枚からなる一畝の野開畑を、一畝一八歩の畑地と九畝二七歩の田地へつくり替えたのである。

新地絵図面は百姓個人の新地造成区域ごとに描かれている。幸作の場合、一〇枚の新地が描かれ、上部に新地地域の境界をなす「新田井手」が通り、新地を二分する形で「イデ」（井手）が存在する。絵図上の井手筋の幅、形状からみて、「新田井手」が基幹の本井手、「イデ」が分水井手と考えられる。「新田井手」という呼び方からして、この井手筋は今回の嘉永井手段階に整備されたものと推測させる。先に示した宝暦年間の「諸開方地引合見図御帳」の記載にみるように、宝暦段階には既に幸七の野開畑の北側に「井手」が位置している。絵図面に記された新地の上下に位置する「イデ」の一方が宝暦段階の井手とすれば、もう一方の「イデ」「新田井手」が新たに造成されたことになる。幸八は別に同じ安政五年に本方の二枚・八畝の畑も新地造成している。具体的には五畝三步を有畝一反三畝六歩の畑地に、二畝二七歩を有畝七畝九歩の田地につくり替えている。

このように嘉永井手によって、天保六年の地推帳段階まで一畝程度の小規模畑地でも多い場合二〇、三〇枚の土地片に分かれ、全体として一畝の畑地を構成しているが、嘉永井手による新地造成においては、従来の土地片に示された開墾・耕作実績を尊重し、小土地片を元畝にして大幅に畝数を拡大させる方向で新地造成を行っている。こうして山間部に散在する畑地・野開地は小土地片の開墾・耕作事実をもとに新地造成対象となり、相互の新地地域が隣接して棚田・棚畑景観を呈

するようになる。

おわりに

今日の棚田景観の始原をみると、その多くが近世期に始原を求めているが、棚田形成の実態的研究は皆無に近い。たとえば農林水産大臣認定の「棚田百選」一三四地区の「開発起源」についてみた場合、古代二、中世二、中・近世一、近世五七、近・近代一、近代三五、近代一、現代八、不明六となっている。もともと「開発起源」という具体的な根拠が示されているのは七地区（内、近世一）だけであり、ほとんどが「伝聞」に基づくものである²⁵。また、「開発起源」という言い方も曖昧であり、棚田景観の始原ともとられかねない。その地区に何がしかの耕地が開発されたということと、耕地形態が棚田・棚畑状態をなすということは全く開発次元を異にする。

そもそも棚田景観の形成については暗黙のイメージ、価値観が共有されているように思える。弥生時代から現代に至る人間と国土との関わりを歴史を現地調査に基づいてまとめた『土地に刻まれた歴史』において示された古島敏雄の理解はその集約といえる。古島は、棚田が一時的・計画的な事業として造成されたものではなく、農民の営々たる努力の賜物、「農民労働の記念碑」とし、「棚田の存在に、偉大な労働力投下の努力を認めるとすれば、それは貧しい小農たちの、乏しい余暇労働力を営々として投じ続けた結果の獲物とみななければならぬのである」と指摘する²⁶。

棚田が「農民労働の記念碑」だとする古島の理解に異存はないが、棚田の大部分が高所に何らかの水利灌漑施設を有していること²⁷、中世・近世期の営々たる開墾がそのまま棚田にはならないこと、近現代、とくに戦間期・戦後の食糧増産策に基づく新地開発を評価すべきである

こと、こうした諸点から棚田は農民の営々たる開墾努力を基盤にしつつ、地域としての棚田造成に向けた何らかの計画的取り組みの時期があったことを想定される。その時期の一つが幕末維新时期である。本論文は、そのことを検証するための作業を試みたものでもある。

近世熊本藩における土地開発の動きを俯瞰すると、宝暦の藩政改革期を以て大きく二分しうる。一七世紀から一八世紀前半に至る時期において田畑ともに新地開発が進む。畑地・野開畑の造成が近世期を通じて特色であるとすれば、当該期の特徴は畑地の田地化にある。水懸りを得て田地造成可能な畑地・野開畑はこの時期にほぼ田地化が終えられていたといつてよい。

一八世紀後半から一九世紀にかけての新地開発の特色は野開を主体とする畑地の増加にあり、畑地・野開畑の田地化はごく緩やかな頭打ちの状態にある。ここに一九世紀に入って水田造成可能地向けた水利土木事業が導入される事情がある。荒地の再開墾・田地開き明け、湿田の乾田化、そして畑地・野開畑の田地化、海面干潟の干拓などの事業が明治初年に至る一九世紀に進捗する。

西原村・旧山西村・旧河原村は後背に山間部を有する中山間部に類似した景観にあり、阿蘇外輪西麓に連なる山間部には森林帯で涵養された小河川・湧水が存在しており、こうした水源を取り込み、水源が遠ければ等高線状に井手を開鑿して山間の水源を新地開発に結び付ける水利土木事業が活発化する。

旧山西村四カ村は阿蘇郡布田手永に、旧河原三カ村は上益城郡沼山津手永に属するが、一八世紀後半以降、行政権限・地域運営財源獲得を通じて広域自治団体化する「手永」のもとで、零落所対策を名分に公的資金と水利土木事業が村方に投入される。

水利土木事業は当然巨額の経費を伴うが、事業によって停滞していた上畝開は一気に飛躍し、水田収益で事業経費を返済する方式が確定

し、ここに明治初年にいたる一九世紀に西原村においても空前の「水利土木事業の時代」が現出する。旧河原村では嘉永井手による遠隔通水事業によって山間部の湧水や既存の水利施設をもって散在的に開墾されていた小土地片からなる百姓開墾区域に水懸りが及び、田地を中心に百姓の新地開発区域が隣接し、今日の棚田・棚畑景観の原型が形成される。

(1) 農業史・農業技術史に関する最新の成果として木村茂光編『日本農業史』（吉川弘文館、二〇一〇年、近世・平野哲也執筆）が出されているが、近世の新地開発について、従来の見方を継承し、「開発が飽和点に達した近世中期以降は新田畑の外延的拡大による農業生産力の向上はもはや望めなかった」（同書、一六二頁）とし、近世中後期の農業発展方向を集約農業・商業的農業においている。

(2) 島野安雄「阿蘇の地下水」（山中進・鈴木康夫編『肥後・熊本の地域研究』大明堂、一九九二年）一八頁。

(3) (4) 拙稿「近代への行政的基点としての宝暦―安永期」（『文学部論叢』一〇一号、二〇一〇年）。

(5) 熊本県立図書館蔵・旧河原村役場文書「上益城沼山津手永河原村御給知田方地引合改見図御帳」、同「御給知畑方地引合見図御帳」、同「上益城沼山津手永河原村新地・出高・御郡間新地・右同出高・右同新出高田畑地引合改見図御帳」。

(6) 『西原村誌』（西原村、二〇一〇年）二四〇頁。

(7) 熊本県立図書館蔵旧河原村役場文書「田畑再地引合新出見図御帳」。

(8) 松本寿三郎編『肥後国郷村明細帳（一）』（青潮社、一九八四年）。

(9) 『肥後国郷村明細帳（二）』九七・八頁。天保九年一月の「沼山津手永村々盛衰段取帳」でも河原三カ村は「下々段」に格付けされている

る(『益城町史』史料・民俗編、三〇八―三二〇頁、益城町、一九八九年)。

- (10) 永青文庫蔵「文化十一年 覚帳」
- (11) (12) 永青文庫蔵「享和三年 覚帳」
- (13) 宝暦七年五月「南郷布田手永萬覚付御手鑑帳」によると、旧山西四カ村の開畝(野開)は、布田村一四町四反三畝、宮山村一反六畝三歩、小森村二町七反九畝、鳥子村一三町二畝となっている(内村政光『肥後藩の農村制度』(熊本地歴研究会、一九二九年)四五―五一頁)。
- (14) 『肥後藩の農村制度』四三頁。
- (15) (16) 『肥後藩の農村制度』四三頁。布田手水では嘉永期に、「寛延四年より明和八年迄」に出来た水面四反五畝ほどの小森村前鶴の溜池を大幅拡張して上畝開を行っている(永青文庫蔵「安政五年 町在」)。時期的にみてもこの前鶴の溜池が手鑑帳の溜池の可能性が高い。
- (17) 『山西村誌』(山西村公民館、一九五九年)一五六頁。
- (18) 地元での聞き取りによると、用水は幕末に造成された大規模溜池の大切畑溜池からも供給されていたという。その意味でも貫井手によって溜池の水を引く現在の灌漑方式は比較的新しい。
- (19) (20) 永青文庫蔵「弘化二年 覚帳」。
- (21) 永青文庫蔵「享和二年 覚帳」。
- (22) 永青文庫蔵「文化十年 覚帳」。
- (23) (24) 熊本県立図書館蔵旧河原役場文書。
- (25) 中島峰広『日本の棚田』(古今書院、一九九九年)二四一―四三頁。
- (26) 古島敏雄『土地に刻まれた歴史』(岩波書店、一九六七年)一四二頁。
- (27) 『日本の棚田』四八頁。